

# 基本方針

## 1 福祉ニーズへの対応

介護保険制度等の公的サービスで対応できないニーズに対し、住民の助け合いの理念に基づく住民主体の地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域の生活支援の新たな仕組みづくりを関係機関と連携して進めていきます。

その方策の一つとして、住民の助け合い家事支援事業を新たに立ち上げ、市全域を対象に実施していきます。

日常生活自立支援事業につきましては、制度の周知に努め、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方の金銭管理や書類等の預かりサービスの積極的な活用促進を図ります。さらに、職員の専門性の一層の向上に努め、福祉サービスの質を高めていきます。



## 2 地域福祉活動の推進

本会の法人設立60周年を記念して、新たにマスコットキャラクターを公募し、選ばれた作品を今後の事業に活用していきます。

地域福祉事業につきましては、支会間の情報交換や先進地の調査研究を進め、支会活動の充実を図るとともに、出張サロンなどを継続実施し、職員が積極的に地域へ出向き、支会との連携を深めていきます。

ボランティアセンター事業につきましては、センター機能強化のため、ボランティア団体相互の緊密な連携と受講しやすい講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。



## 3 介護サービスの充実

介護保険・障害福祉サービス事業につきましては、平成27年度からの報酬単価の引き下げや平成29年度からスタートする「一宮市あんしん介護予防事業」などにより経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。そのため、職員の福祉資格の取得推進や研修体制の充実を図り、引き続き職員の資質向上に努めてまいります。また、「介護サービス情報の公表制度」の受審による適格事業所の評価認定等、利用者から信頼される質の高いサービスが提供できる事業所を目指していきます。



## 4 安定した相談支援体制の確立

障害者相談支援事業につきましては、在宅の障害者の地域生活を支援するため、障害者とその家族等からの多岐にわたる相談に応じ、障害者基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会等、関係機関と連携して問題解決に取り組んでまいります。

また、「指定相談支援事業所」として、障害者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるような確なケアマネジメントを行い、質の高いサービス提供に結び付けていきます。



## 5 法人運営の強化

社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、経営組織の強化及び事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に努めます。

また、ウェブサイトを活用して市民にわかりやすい情報を発信し、信頼される法人運営に努めていきます。

